

公募型プロポーザル参加者の募集について

下記の業務委託に係るプロポーザル参加者を募集します。

令和8年6月1日

日向東臼杵広域連合長 西村 賢

記

1. 業務目的

本広域連合では令和21年度の供用を目指し次期焼却施設整備の検討を進めている。

用地選定が遅滞なく進められるように、早期に候補地の選定・評価を進め、候補地における検討委員会の実施や住民説明会の実施をとおして地元地区との基本同意を目標として進めるため、本業務委託を発注する。

建設候補地の検討の際に、立地規制に係る法律等の整理や災害リスク、自然環境状況、インフラ整備状況、生活環境、地形・地質等多岐にわたる分野の観点から適した土地を選定する。土地の選定後、概略図・施設イメージパース・景観検討資料を作成し、更新計画等検討委員会及び用地選定検討委員会、住民説明会を開催し、地元地区の基本同意を得るものである。

上記により、本業務は複数の分野にまたがる調査その他の広範囲かつ高度な技術を要する業務かつ、景観を重視した施設設計であるため、幅広い知識と優れた技術力を持ち、同種業務の実績を有する事業者を対象に公募型プロポーザルを実施し、事業者を選定する。

2. 業務内容

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務名 | R8-1003 次期焼却施設整備基本構想(用地検討編)策定等業務委託
(以下「本業務委託」という。) |
| (2) 履行場所 | 日向東臼杵広域連合 (以下「本広域連合」という。) 圏域内 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで |
| (4) 概要 | 候補地選定支援業務 1式
委員会運営に係る支援 1式
住民説明会等に係る支援 1式 |
| (5) 仕様 | 別添仕様書のとおり |
| (6) 事業費 | 28,525,200円以下 (消費税及び地方消費税相当額を含む。) |

3. 提案者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がない者。
- (4) 民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、日向市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱(昭和57年日向市告示第34号)第10条及び日向市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱(平成29年日向市告示第61号)第9条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成20年宮崎県告示第369号)第10条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93

- 号) 第8条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (8) 令和8年度日向市建設業者等有資格業者名簿に登録されている者で、「建設コンサルタント」の業種に登録されていること。
- (9) 令和8年度日向市建設業者等有資格業者名簿に登録されている者で、九州地域内に本店または、営業支社、営業所等があること。
- (10) 平成28年度以降、国又は地方公共団体が発注した業務のうち、次の①及び②の業務を受注し、完了した実績があること。
- ①一般廃棄物(ごみ)処理施設に関する候補地選定業務
 - ②焼却施設整備の新設に関する基本構想策定業務又は基本計画策定業務
- ※①について、中継施設は対象外とする。
- (11) 本業務委託において、次の条件を満たす管理技術者、担当技術者及び照査技術者を配置すること。なお、各技術者は提案者とプロポーザル参加申込日の前日において3か月以上の正規雇用関係にあること。
- ① 管理技術者は、技術士法に定める技術士(衛生工学部門(廃棄物・資源循環))もしくは総合技術監理部門(衛生工学(廃棄物・資源循環))、RCCM(廃棄物)の資格を有する者とする。
3.(10)に記載の業務において①及び②の両方に従事した実績を有すること。
管理技術者は、担当技術者及び照査技術者を兼ねることができない。
 - ② 担当技術者は、資格を問わない。
3.(10)に記載の業務において①及び②の両方に従事した実績を有すること。
設計図書等に基づき適正に業務を実施する者とし、管理技術者及び照査技術者を兼ねることができない。
 - ③ 照査技術者は、技術士法に定める技術士(衛生工学部門(廃棄物・資源循環))もしくは総合技術監理部門(衛生工学(廃棄物・資源循環))の資格を有する者とする。
3.(10)に記載の業務において①及び②の両方に従事した実績を有すること。
照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

4. 評価基準

別紙1、2のとおり

5. スケジュール

- 6月1日(月) 募集開始・質疑受付開始
- 6月8日(月) 質疑受付締切り
- 6月16日(火) 参加表明締切り
- 6月22日(月) 参加資格審査・技術提案書の提出要請
- 7月6日(月) 技術提案書提出締切り
- 7月14日(火) 技術提案書審査・ヒアリング
- 7月17日(金) 技術提案書の特定・結果通知

6. 参加表明手続

- (1) 提出期限 令和8年6月16日(火)17時15分必着
- (2) 提出場所 日向東臼杵広域連合 事務局 日向市大字富高2192番地
- (3) 提出方法 持参(土日、祝日は除く開庁時間内に限る。)、または郵便(特定記録郵便等の配達記録が残るものに限る。)
※併せて、電子データ(PDF形式)を電子メディアまたは電子メールにて本広域連合事務局に提出すること。電子メールの場合は17.問合せ先に記載のメールアドレスに送付し、電話により到着確認を必ず行うこと。押印は不要である。
- (4) 提出書類 下記①～⑦を1部提出
 - ①公募型プロポーザル参加表明書(様式第2号)
 - ②企業の業務実績(様式第9号)

- ③企業の業務実績を証する写し（テクリスの写し、もしくは契約書及び仕様書の写し 等）
- ④配置予定技術者の実施体制調書（様式第 10 号）
- ⑤配置予定技術者に係る資格証の写し、同種業務を証する写し（テクリスの写し、もしくは契約書及び仕様書の写し 等）、プロポーザル参加申込日の前日において3か月以上の直接的・恒常的雇用関係を確認できる書類
- ⑥配置予定技術者の経歴（様式第 11 号、12 号、13 号）
- ⑦配置予定技術者の経歴を証する写し

7. 参加資格審査・通知

「R 8 - 1 0 0 3 次期焼却施設整備基本構想（用地検討編）策定等業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）」において、提出された参加表明書等により参加資格を審査する。

審査は書類選考とし、別紙2 R 8 - 1 0 0 3 次期焼却施設整備基本構想（用地検討編）策定等業務委託に係る公募型プロポーザル採点表（以下「採点表」という。）に記載の企業の実績、および配置技術者の技術力と実施体制について審査する。

参加資格審査を経て提案書提出を依頼するのは、書類選考の上位4者以内（条件を満たす上位者が4者より多い場合、審査会の審議により提出依頼者を決定する）とし、参加資格を満たす者は、令和8年6月22日（月）までに「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により参加資格審査結果を通知し、提案書等の提出を求めるものとする。

なお、参加資格を有しないことの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面により日向東臼杵広域連合長に対しその理由の説明を求めることができる。

資格審査通知後に、参加資格を満たした者が次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルに参加することができない。

- (1) 3. 提案者の資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 参加表明書等に虚偽の記載をしたとき。

8. 技術提案書提出手続

参加資格審査を経て技術提案書提出依頼を受けた者は、以下の手続きで技術提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年7月6日（月）17時15分必着
- (2) 提出場所 日向東臼杵広域連合 事務局 日向市大字富高 2192 番地
- (3) 提出方法 持参（土日、祝日は除く開庁時間内に限る。）、または郵便（特定記録郵便等の配達記録が残るものに限る。）
- (4) 提出書類 下記①～④を各2部提出
 - ①技術提案書（様式第8号）
 - ②業務の実施方針（様式第14号 1頁以内）
 - ③評価テーマに対する企画提案（A3版で5頁以内）
 - ④見積書及び見積内訳書

※併せて、電子データ（PDF形式）を電子メディアまたは電子メールにて本広域連合事務局に提出すること。電子メールの場合は17. 問合せ先に記載のメールアドレスに送付し、電話により到着確認を必ず行うこと。押印は不要である。

9. 留意事項

- (1) 技術提案書提出後の資料追加・訂正は認めない。
- (2) 技術提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 技術提案書等の著作権は提案者に属するが、必要な範囲で複写することがある。
- (4) 文字サイズは、10.5ポイント以上とすること。
- (5) 技術提案書には、参加者を特定できる名称は表示しないこと。
- (6) 技術提案書は、1事業者につき1提案とする。
- (7) 提出された資料は、返却はしないものとする。

10. 質疑の受付・回答

- (1) 受付期間 令和8年6月1日(月)から6月8日(月)まで
8時30分から17時15分まで(土・日曜日・祝日は除く。)
- (2) 提出方法 公募型プロポーザルに関する質問書(様式第15号)を電子メールで本広域連合事務局に送付すること。17. 問合せ先に記載のメールアドレスに送付し、電話により到着確認を必ず行うこと。
- (3) 回答期限 令和8年6月11日(木)までに、プロポーザル参加者に回答し、後日審査結果とともに本広域連合ホームページで公表する。

11. ヒアリングの実施

- (1) ヒアリングは、令和8年7月14日(火)を予定しているが、詳細は決定次第通知する。
- (2) ヒアリングの出席者は、本プロポーザルを担当する配置予定技術者を含み、1者当たり3名以内とする。
- (3) ヒアリングはWeb会議(Zoom)方式とし、接続用URL・ID、パスワードは別途通知する。使用機材は双方で準備すること。
- (4) 1者につき技術提案書の説明を20分以内とし、審査委員からの質疑を15分程度とする。
※説明準備は含めない。また、制限時間を超えた場合は途中終了とする。
- (5) 説明は提案書に記載した内容に限る。
- (6) ヒアリングは非公開とし、出席者は参加者を特定できる表示をしてはならない。

12. 審査

- (1) 技術提案書の特定に係る審査は、審査会で行う。提出された提案書等並びにプレゼン等の説明、質疑応答の内容を採点表に基づいて総合的に判断し、優先交渉権者1者、次点交渉権者1者を特定する。
※なお、提案書を提出した事業者が1者のみの場合にあっても、質疑回答及びヒアリング等を実施の上、当該事業者の選定の可否を決定する。
- (2) 審査評価の合計点が満点の6割に満たない場合は、優先交渉権者もしくは次点交渉権者の選定を行わない。
- (3) 最高点の者が2者になった場合は、見積書に記載の金額の低い方を優先交渉権者とし、見積書に記載の金額も同額の場合は、審査会の審議により順位を特定する。
- (4) 技術提案書の特定結果については、特定された者にはその旨を、特定されなかった者にはその旨及び理由を、「結果通知書」により通知するほか、後日、本広域連合ホームページにおいて、優先交渉権者及び次点交渉権者を公表する。
- (5) 審査結果に関して疑義がある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面により日向東臼杵広域連合長に対しその理由の説明を求めることができる。

13. 無効となる参加表明書又は技術提案書等

参加表明書又は技術提案書等が、以下に該当する場合は無効となることがある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

14. 失格となる提案者

提案者が、以下に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 本公告に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) ヒアリング時に提案者が欠席した場合
ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態により、ヒアリングに出席できなかった場合は、この限りでないため、該当する場合は、その旨を書面にて提出すること。

この場合、ヒアリングは行わないが、提出された技術提案書は評価の対象とする。

- (3) ヒアリング時に追加資料等を提出した場合
- (4) その他審査会が不適格と認めた場合

15. 契約手続

審査の結果、最も優れた技術提案書の提案者と契約の交渉（技術提案書の修正協議を含む。）を行う。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

16. その他

- (1) 参加申込書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更は不可とする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行なう場合は、同等以上の技術者を証明する書類を発注者に提出し了承を得ておくこと。
- (2) 特定された技術提案書の内容、および質問に対する回答については、原則として契約内容に反映するものとし、必要と判断した場合は、業務内容について意見交換を行なうこと。
- (3) 技術提案者の特定後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方針について提案を求めることがある。
- (4) 本プロポーザルにおいて提出された提出書類等は、日向東臼杵広域連合情報公開条例（平成 26 年日向東臼杵広域連合条例第 8 号）の規定に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。
- (5) 本公告に定めのない事項については、日向東臼杵広域連合プロポーザル方式実施要綱（令和 3 年日向東臼杵広域連合告示第 1 号）の定めるところによるものとする。

17. 問合せ先

〒883-0034 宮崎県日向市大字富高 2192 番地 日向東臼杵広域連合（担当 那須）
TEL 0982-53-3401 FAX 0982-52-7889
E-mail rengo@hyugacity.jp